

土浦市中心市街地開業支援事業店舗賃借料補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の中心市街地における商業・業務機能の活性化を図るため、中心市街地区域内に存する空き店舗を利用して開業する者（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、土浦市補助金等交付規則（平成13年土浦市規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中心市街地 土浦市中心市街地活性化基本計画（中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第10項の認定を受けたものをいう。）で定める区域をいう。

(2) 空き店舗 店舗、事務所その他の事業活動の用に供する施設であって、現に3か月以上継続して使用されていないものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下この条において「補助対象事業」という。）は、中心市街地区域内に存する空き店舗を利用して開業する事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 中心市街地地域のにぎわい創出に効果があると認められる事業

(2) 継続が可能な事業として土浦商工会議所から推薦を受けたもの

2 補助対象事業のうちオフィス（事務所若しくは営業所の用に供し、又は学習塾、ダンス教室等の会員等の特定の顧客にサービスを提供する施設をいう。次項において同じ。）として利用することができるものは、常勤の従業員を2人以上雇用する事業とする。

3 補助対象事業のうち商業用施設（小売業、飲食業又はサービス業の用に供する施設（オフィスを除く。）をいう。）として利用することができるものは、建物の1階若しくは2階部分であって出入口が道路に面し、又は土浦市川口一丁目3番地内に存する空き店舗を利用する事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、空き店舗に係る賃借契約（契約期

間が2年以上のものに限る。)を締結する事業者であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に規定する小規模企業者であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 空き店舗に係る賃借料(敷金, 礼金, 共益費, 管理費及び消費税を除く。以下「賃借料」という。)及び改装工事について, 国若しくは県又は本市が実施する他の補助制度による補助等を受けていないこと。
- (4) 空き店舗の所有者又は管理者から, 賃借料の減額又は敷金若しくは礼金の減額若しくは免除(当該減額又は免除の額が賃借料の年額の10パーセント以上に相当する場合に限る。)の協力が得られること。
- (5) 開業する日(以下「開業日」という。)の1か月前までに, 土浦商工会議所中小企業相談所(第7条第2項において「相談所」という。)に経営相談を行い, かつ, 開業後も継続して経営指導を受けること。
- (6) 第7条第1項の規定による補助金の交付の決定があった日から起算して2か月以内に開業すること。
- (7) 午前9時から午後6時までの間におおむね6時間以上営業し, かつ, 週5日以上営業すること。
- (8) 開業後2年間は, 事業を継続する意思を有すること。
- (9) 開業する地区に商店会等が組織されている場合にあっては, 当該商店会等の組織に加入すること。
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)による規制を受けていないこと。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

2 前項の規定にかかわらず, 市内で既に開業している者が中心市街地区域内に移転する場合は, 補助金の交付の対象としない。ただし, 物件の取壊し等やむを得ない事由により移転するときは, この限りでない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は, 賃借料に2分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは, これを切り捨てた額)とし, 1か月につき10万円を限度とする。

2 補助金の交付の対象となる期間(以下「補助金交付対象期間」という。)は, 開業日の属する月(以下この項及び次条第2項において「開業月」と

いう。)の翌月(開業日が月の初日である場合にあっては、開業月)から起算して12か月間を限度とする。

3 補助金は、第11条の規定により確定した額について、当該年度分を一括して交付するものとする。

4 補助金の交付(第7条第3項の規定による補助金の継続交付を含む。)は、1事業につき1回限りとする。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、土浦市中心市街地開業支援事業店舗賃借料補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 空き店舗に係る賃貸借契約書の写し

(2) 市税の滞納がないことを証する書類

(3) 事業計画書

(4) 収支予算書

(5) 土浦商工会議所から推薦を受けたことを証する書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請に係る補助金交付対象期間は、開業月の属する年度の3月までとする。

3 当該年度に補助金の交付を受けた月数が12か月に満たない事業者は、補助金の継続交付を受けようとするときは、翌年度の4月30日までに、土浦市中心市街地開業支援事業店舗賃借料補助金継続交付申請書(様式第2号)に第1項第2号に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

4 前項の規定による申請に係る補助金交付対象期間は、12か月から前年度に補助金の交付を受けた月数を差し引いた月数とする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、土浦市中心市街地開業支援事業店舗賃借料補助金交付決定通知書(様式第3号)により当該申請をした事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査を行うときは、あらかじめ相談所の意見を聴くものとする。

3 市長は、前条第3項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を継続して交付することを決定したときは、土浦市中心市街地開業支援事業店舗賃借料補助金継続交付決定通知書(様式第4号)により

当該申請をした事業者に通知するものとする。

（開業の届出）

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた事業者は、開業日までに土浦市中心市街地開業支援事業開業届（様式第5号）により市長に届け出るものとする。

（補助事業の内容変更等）

第9条 第7条第1項又は第3項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、土浦市中心市街地開業支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認したときは、土浦市中心市街地開業支援事業変更（中止・廃止）承認決定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、第7条第1項の規定による通知を受けた日の属する年度の3月31日（同条第3項の規定による通知を受けた補助事業者にあつては、補助金交付対象期間が満了した月の翌月の末日）までに土浦市中心市街地開業支援事業店舗賃借料補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

（1）賃借料の支払を証する書類

（2）開業した事業の営業時間、雇用者数、来客者数、中心市街地活性化事業への参加状況等が分かる書類

（3）開業した事業の収支決算書

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、補助金の額を確定したときは、土浦市中心市街地開業支援事業店舗賃借料補助金額確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、当該通知を受けた日から起算して10日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか

早い日までに、土浦市中心市街地開業支援事業店舗賃借料補助金交付請求書（様式第10号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助事業者に補助金を交付するものとする。

（状況報告）

第13条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、随時第10条第2号に掲げる書類の提出を求めることができる。

（関係書類の保存）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業の完了の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

（補則）

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。